公 示 書

「農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター会議室使用」に関する公示

下記のとおり公示に付する。

記

1. 公示に付する事項

件名

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター会議室使用

2. 目的

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター会議室の有効利用を目的とする。

3. 応募者の資格

- (1) 独立行政法人(地方独立行政法人含む)
- (2) 農林水産業・食品産業関係の事業を行っている社団法人及び財団法人
- (3) (1) 又は(2) との研究交流に参加する大学、民間企業
- (4)農林水産業・食品産業に関する研究及び調査等を実施する各種学術学会及びその 他これに類する研究会
- (5) 地方公共団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 長が適当と認める者

4. 参加要件

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしている者ではないこと。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2) から(5) までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

5. 使用許可期間

会議室の使用許可期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間とする。

会議室の使用できる日は、月曜日から金曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める祝日及び休日並びに12月29日から翌年1月3日までの間の日を除く)のみとする。使用時間帯は、平日の8時30分から17時15分の間とし、1時間単位での使用許可とする。

6. 使用許可対象

会議室: 9室(筑波産学連携支援センター本館) 1,340.39 ㎡ (129.60 ㎡×1 室、89.28 ㎡×1 室、93.60 ㎡×3 室、64.80 ㎡×1 室 469.91 ㎡×1 室、46.80 ㎡×1 室、259.20 ㎡×1 室)

7. 公募要綱の配布及び日時

(1) 公募要綱の配布

公募要綱の配布は、下記9の問い合わせ先において電子メールにて行う。 応募を予定している者は、問い合わせ先に依頼すること。

(2) 日時:公示日~令和7年12月26日(金)

8. 公募説明会

- (1) 日 時:令和7年12月17日(水) 14時00分
- (2)場 所:〒305-8601 茨城県つくば市観音台二丁目1-9 農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 第2会議室(本館2階)
- (3) その他: 当日は、公募要綱及び施設の概要等に関する説明を行う。 本説明会に参加する者は(1)の説明会の前日、令和7年12月16日 (火)17時00分までに下記、9. 問い合わせ先に電話により申し込み

参加者が1者(社)5名を超える場合は会場の都合により、参加人数を制限する場合がある。

9. 応募手続

(1) 応募申込書等

公募要綱に記載のとおり。

を行う。

- (2) 応募申込書等の提出
 - ①提出先

下記(3)の問い合わせ先に同じ。

②提出期限

令和7年12月26日(金)17時00分までに必着とする。

③提出方法(持参又は郵送) 公募要綱に記載のとおり。

(3) 問い合わせ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台二丁目1-9

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター管理課(本館2階)

担当:管理運営係 荒川 将太(電話:029-838-7231)

申込受付時間:行政機関の休日を除く

(9時00分~12時00分、13時00分~17時00分)

(4) 本公示書に記載なき事項は、公募要綱による。

以上、公告する。

令和7年11月25日

農林水産省農林水産技術会議事務局 筑波産学連携支援センター長 田雑 征治